平成25年1月10日	課長	課長補佐	係長	合議	審査者	設計者	検算

工　事　設　計　書

工　事　名　　　湯命館岩風呂天井改修工事

工事場所　　　倉吉市関金町関金宿

一　　金　　　　　　　　円　（内消費税及び地方消費税額　　　　　　円　）

工　事　概　要	起　工　理　由
［岩風呂天井改修］ 　岩風呂の既存天井仕上げ材（ﾋﾊﾞ）を撤去して、軽量かつ耐蝕性のあるバスパネル材に張り替える。	経年劣化等により天井材の剥落等のおそれが生じており、安全安心な施設利用を目的とした改修を行う必要があるため。

倉　吉　市

[　　　　　　　　湯命館岩風呂天井改修工事　　　　　　　　]

記号	名称	規格寸法	数量	単位	単価	金額	備考
	直接工事費		1.00	式			
	共通仮設費		1.00	式			
	純工事費		1.00	式			
	現場経費		1.00	式			
	工事原価		1.00	式			
	一般管理費等		1.00	式			
	工事価格		1.00	式			
	消費税相当額						
	総合計		1.00	式			

倉　　吉　　市

［　　　　　　　　湯命館岩風呂天井改修工事　　　　　　　　］

記 号	名　　称	規　格　寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　　考
	直接工事費						
1	岩風呂天井改修工事		1.00	式			
2	電気設備工事		1.00	式			
	直接工事費　計						

倉　　吉　　市

[湯命館岩風呂天井改修工事]

記 号	名　　称	規　格　寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　　考
1	岩風呂天井改修工事						
仮設工	内部仕上足場	棚足場：階高5.0m～5.7m	167.00	㎡			
解体工	既存天井材撤去費	ﾋﾊﾞ13t、耐水合板9t 野縁（軽鉄材）	204.00	㎡			
〃	既存天井材処分費	建設発生木材 ﾋﾊﾞ13t、耐水合板9t	4.60	㎥			
〃	〃　処分費	ｽｸﾗｯﾌﾟ材 軽鉄材（野縁、ｸﾘｯﾌﾟ材等）	0.28	t			
内装工他	軽量鉄骨天井下地	新材野縁JIS19形@303（JIS G3302） 高さ調整、腐食部補修含む	204.00	㎡			
〃	天井ﾊﾞｽﾊﾟﾈﾙ材(木目柄)	材質：耐蝕ｱﾙﾐﾆｳﾑ+断熱材 9t、副資材含む 《参考》ﾌｸﾋﾞﾊﾞｽﾊﾟﾈﾙ準不燃200-Ⅰ型R(J4BH)程度	204.00	㎡			
〃	同上張り手間	GW敷込み共	204.00	㎡			
〃	木材費	桧1等：廻縁、見切縁45*45	0.15	㎥			
〃	副資材	ｽﾃﾝﾋﾞｽ等	1.00	式			
〃	大工手間	加工手間含む	5.00	人			
〃	取合いｼｰﾘﾝｸﾞ	変性ｼﾘｺｰﾝ系（MS-2）巾10mm以下	60.00	m			
〃	木材保護塗料塗り（WP）	Ａ種 廻縁、見切縁11㎡程度	1.00	式			
雑工	材料運搬費	軽作業員	12.00	人			
雑工	養生・整理清掃後片付費	引渡しｸﾘｰﾆﾝｸﾞ含む 岩風呂＋搬出入経路部分	1.00	式			
	1　計						

[湯命館岩風呂天井改修工事]

記 号	名 称	規 格 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	電気設備工事						
	照明器具等撤去・再取付費	電工 照明*9、ｽﾋﾟｰｶｰ*2、ﾌﾟﾚｰﾄ*2	3.00	人			
	下請け経費						
	2 計						

現　場　説　明　書

一般的事項１

平成24年12月1日改正

１　仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り国土交通省大臣官房長官営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版』とする。

２　法令等の遵守について

（１）　建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。

（２）　建設業からの暴力団排除の徹底について

ア　工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

（３）　工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

３　下請関係の適正化について

（１）　この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日付建設省経構発第２号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行,適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

（２）　受注者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年３月28日付第200700193464号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。

（３）　工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（４）　建設業退職金共済制度への加入等

ア　建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

イ　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより､下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

ウ　受注者は、工事現場に｢建設業退職金共済制度適用事業主工事現場｣の標識を掲示すること。

４　労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年９月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

現　場　説　明　書

５　建設資機材の使用について

（１）　工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成 22 年１月 20 日付第 200900157785 号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

（２）　リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア　県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ　県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（３）　建設機械の使用について

ア　施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ　工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

（４）　ダンプトラック等による運搬について

ア　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ　積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

６　その他

（１）　建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年９月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

（２）　受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内（ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事にあっては、受注・訂正時）に工事実績情報サービス（CORINS）に工事実績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　1

平成24年12月１日改正

仕様書	①　平成２５年１月１０日時点で最新の仕様書によること。
工程	①（他工事等との調整）　　　　　　　　　　については、　　　　　　　　　　　と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留）　　　　　　　　　については、　　　　まで　　　　　（すること、しないこと）。 ③（　施　工　時　間　）本工事の施工時間帯は、昼間施工（８：００～１７：００）を見込んでいる。　　　　の施工時間は、　　：　　～　　：　　とする。 ④（施工時期選択制度）　この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、　　　　までとし、実工事期間は　　　日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 ⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、○か月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
用地関係	①（用地、物件等未処理）　本工事区間の＿＿＿＿＿には＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿＿の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査）　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。 ②（支　障　物　件）　＿＿＿＿＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿＿までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所）　工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：　　　　　　　　　については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：＿＿＿＿＿＿＿＿、施工機械：＿＿＿＿＿＿＿＿
安全対策	①（交通安全施設等）　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員Ａ　　　人（交替要員〔有り・無し〕　　日　合計　　人 交通誘導員Ｂ　　　人（交替要員〔有り・無し〕　　日　合計　　人 警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は次のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条第１項に規定する以外の者を配置し、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合においては、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。
工事用道路	①（農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることが証明された報告書を所轄農業委員会へ提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　２

区分	内容
仮設物	
排水・濁水処理	①（　濁　水　処　理　）　工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うこと。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用）　建設発生土は、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。 ②（建設技術センター）　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１ｍ^{3}当たり＿＿円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状　（記載例）砂質土、コーン指数　300kN/㎡以上） ③（　自　由　処　分　）　建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離＿＿ｋｍを見込んでいる。 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ④（分別解体等）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。 ~~⑤（他工事等流用）~~　〔Co塊・＿＿＿＿〕は、＿＿市・町・村＿＿＿地内＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）するものとする。 ⑥（再資源化施設へ搬出）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、再資源化施設へ搬出すること。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 （施設の名称・受入れ費用）　コンクリート塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿ （運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 アスファルト塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿ （運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 建設発生木材　＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿ （運搬距離＿＿km）、費用１㎥当り＿＿＿＿円 その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿ （運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 （受入れ時間帯）　８時～17時（平日） （受入れ条件）　ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ＿＿mm以下＿＿mm以下であること。 ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。 エ　２次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。 ⑦（木材市場等への売却）　建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿km）を想定し＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。 ⑧（最終処理等）　＿＿＿＿については、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 ⑨（産業廃棄物の処理に係る税）　産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を＿＿＿＿円見込んでいる。

現　場　説　明　書

特記事項　３

建設副産物の処理

⑩（建設発生木材の出来形数量）

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工　　種	項　　目	規　　格	摘　　要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な１断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10 台に１台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が 10 台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。	折れ点を２点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪（マニフェスト）　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

建設副産物の使用

①（建設発生土の使用）　＿＿＿工事から［当該工事運搬・相手方運搬］の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿に使用する。

②（再生資材の使用）　１）Co雑割材は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。

２）アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。

３）・再生クラッシャーラン［規格：　　　］は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

・再生コンクリート砂［規格：RS-　　　］は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

４）再生加熱アスファルト混合物［規格：　　　］は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

５）その他再生資材［資材名：　　　］［規格：　　　］は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

その他

※本工事の実施については、２月 27 日（水）から着手予定としており、施設の休館日を２週間程度見込んでいる。

契約後、速やかに施設管理者と日程調整を行う必要があるので、実施工程表及び作業計画書（実工事期間を示したもの）を作成し、施設管理者と打合せ・協議を行うこと。

※　明示する項目を＿＿部分に記入又は追記し、不要部分は――で削除して使用すること。

建 築 工 事 仕 様 書

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工事場所　倉吉市関金町関金宿
2. 敷地面積　　　　　㎡
3. 地域地区　都市計画地域（⊙内　・外）　市街化調整区域
   用途地域等　（　指定なし　）
4. 建物概要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
	湯命館	改修	S造	2階	1488.07	1506.84
	都市交流センター					

Ⅱ. 建築工事仕様

1. 共通仕様

（1） 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（2） 請負者は完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。

（3） 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

（1） 項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2） 特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と⊗印のついた場合は共に適用する。

（3） 項目に記載の（　　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。［　　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表す。

（4） Ⓖ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２２年２月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（5） 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（１．１．１３）の規定を優先する。

（6） 材料及び製造所等の記載は順不同である。

※「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」の規定に読みかえて適用する。

章		項　目	特　記　事　項
①一般共通事項	①	適用基準等	※ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成２２年版）（以下「標準詳細図」という） ※ 建築工事監理指針（上巻・下巻）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２２年版） ※ 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・ ・ ・
	②	官公庁その他への手続（1.1.3）	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする
	3	電気保安技術者（1.3.3）	工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規定第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	4	工事安全計画書（1.3.7）	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑤	発生材の処理等（1.3.8）	・ 引き渡しを要するもの（　　　） ・ 現場において再利用を図るもの（　　　） ・ 再生資源化を図るもの 　・ コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　⊙ 建設発生木材
	⑥	環境への配慮（1.4.1）	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド又はスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ３）接着剤はフタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散がきわめて少ないものとする ５）１）、３）及び４）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ホルムアルデヒド放散量　第三種 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥｏ品 ④旧ＪＡＳのＦｃｏ品
①一般共通事項	⑦	材料の品質等（1.4.2）	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等又は、別表に示す材料・機材等の製造業者等は、次の（１）から（６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける （１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えられていること（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場で施工体制が整えられていること） 別表

別表	
床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
透水・保水性床タイル及びブロック	可動間仕切
既成調合モルタル	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	煙突用成形ライニング材
アルミニウム製建具	天井点検口
鋼製建具	床点検口
鋼製軽量建具	グレーチング
ステンレス製建具	屋上緑化システム
錠前類	トップライト
クローザ類	エポキシ樹脂
自動扉機構	タイル部分張替え用接着剤
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

	項　目	特　記　事　項
⑧	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
9	技能士（1.5.2）	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと （技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用すること

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業
	とび	・ とび作業
コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業
	ＡＬＣパネル施工	・ ＡＬＣパネル工事作業
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法 ・ 防水工事作業 ・ ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	・ 石張り作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業
	スレート施工	・ スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
左官工事	左官	・ 左官作業
建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・ プラスチック系床仕上工事作業 ・ カーペット系床仕上作業 ・ ボード仕上工事作業
	表装	・ 壁装作業
排水工事	配管	・ 建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・ 溶解ペイントマーカー工事作業 ・ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	・ 造園工事作業
畳工事	畳	・ 畳製作作業

《技能士名札参考図》

章		項　目	特　記　事　項
①一般共通事項	10	化学物質の濃度測定（1.5.9）	図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告するパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う ・ パラジクロロベンゼン ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ ②の状態のままで測定する ロ 測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ 測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
	⑪	完成写真	下記のものを監督職員に提出する

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ(mm)
⊗ 工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	・ 24× 36以上
⊗ 完成写真	カラーサービス判	⊙ 内部　箇所	1部	・ 24× 36以上
		・ 外部　箇所	部	・ 24× 36以上
・	カラーキャビネ判	・ 内部　箇所	部	・ 24× 36以上
		・ 外部　箇所	部	・ 24× 36以上
・ パネル	カラー	・ 四ッ切　箇所	部	・ 100×125以上
		・ 半切　箇所		・ 24× 36以上
		・ 全紙　箇所		
・				

・ 電子データ及びネガの提出[工事記録写真]　（・ 要 ⊙不要）
・ 電子データ及びネガの提出[完成写真]　（・ 要 ⊙不要）

	項　目	特　記　事　項
⑫	完成時の提出図書（1.7.1~2）	下記のものを監督職員に提出する ・ 原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　部 ・ ＣＡＤデータ　部 ・ 原図の陽画複写紙の２つ折製本　部 ・ 原図の縮小版の陽画複写紙の２つ折製本（Ａ４版）　部 ⊙ 複写　縮小版Ａ３バラ焼　1 部 完成図の種類及び内容 ・ 案内図・配置図・面積表 ： 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む（ＢＭの表示） ・ 平面図 ： 室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する ・ 立面図 ： 外壁仕上等を表示する ・ 断面図 ： 階高、天井高等を表示する ・ 仕上表 ： 屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する ⊙ 協議による。
⑬	施工図及び施工計画書（1.7.2）	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする
14	設備工事との取り合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

設備工事との取り合い		建 築	電 気	機 械
・ コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	スリーブ・箱入れ	・	※	※
・ 鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
・ 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（釘処理共）		・	※	・
・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
・ 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	・	※	・
	補強	※	・	・
・ ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
・ 埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込	・	※	※
	補強	※	・	・
・ 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・ テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
・ 天井点検口		※	・	・
・ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

	項　目	特　記　事　項
15	設計ＧＬ	※ 図示による　・（　　　）
16	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・ Ⅰ　・ Ⅱ　・ Ⅲ　・ Ⅳ 積雪区分　建設省告示第１４５５号　別表（　　　）
⑰	保全に関する資料（1.7.3）	下記のものをＪＩＳ Ａ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ⊙ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ・ 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ⊙ 保証書 ⊙ 官公署届出書類（保守に必要とするもの） ⊙ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書 ・ ・
⑱	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまでとする）
19	環境配慮	鳥取県公共工事環境配慮指針　※ 対象工事　・ 非対象工事
20	建設リサイクル法	※ 対象工事　・ 非対象工事
21	鳥取県福祉のまちづくり条例	※ 対象工事　・ 非対象工事
22	鳥取県景観形成条例	※ 対象工事　・ 非対象工事
23	バリアフリー法	※ 対象工事　・ 非対象工事
24	省エネ法	※ 対象工事　・ 非対象工事

章		項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	1	足場その他（2.2.4）	足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２２年版２．２．４（ｂ）によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと
	2	監督職員事務所（2.3.1）	※ 設ける　　㎡　・ 設けない 備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること
	③	表示板	※ 工事表示板　・ お願い表示板 記入要領 １．書体は角ゴシックとする。 ２．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。
	④	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　⊙利用できる（※ 有償　⊙無償）
	⑤	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できない　⊙利用できる（※ 有償　⊙無償）
	⑥	工事用仮設物	構内既存の施設　⊙できる　・ できない
	7	工事現場のイメージアップ	
3 土工事～8 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事			

倉吉市 建設部 景観まちづくり課	CHECK	DRAW	DATE	工事名称	湯命館岩風呂天井改修工事	年度	図面番号
				図名	特記仕様書（１）	H24	01/04

9 防水工事

1 アスファルト防水 (9. 2. 2~5)

アスファルトの種類　３種
防水層の下地のモルタル塗り　・　適用する（施工範囲　・　図示　・　）

屋根保護防水　表9. 2. 3~6

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・ A－1			※ ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ 0.15mm以上 ・	※ 乾式保護材 ・ ｺﾝｸﾘｰﾄ押え
・ A－2				
・ B－1				
・ B－2				
・ AⅠ－1		※ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ ３種ｂスキン層付 厚さ ※ 25mm ・ 50 ・	※ ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70ｇ／㎡程度 ・	
・ AⅠ－2				
・ BⅠ－1				
・ BⅠ－2				

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること

屋根保護防水断熱工法の断熱材（オゾン層破壊物質を含まないもの。また、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること）　G
　材質　※　押出法ポリスチレンフォーム３種ｂスキン層付（ＪＩＳ　Ａ９５１１）
　厚さ　※　２５㎜　・
防水立上がり部の保護
　※　乾式保護材
　　無石綿繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの（窯業系パネル）とし、寸法は図示による
　品質・性能等
　　寸法の許容差　厚さ：－５～＋１０%、幅：±１%
　　曲げ強さ、　曲げモーメント（Ｎ・cm）（スパン５０cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント）標準時４５０以上、凍結融解完了時（試験サイクル数）３２０以上（２００）耐凍結融解性能（試験サイクル数：上記）試験後、著しい割れや剥離がなく外観上異常がないこと
　　吸水性　（２０%以下）　吸水による長さ変化率（０．０７%以下）
　　耐火性能　不燃
　　耐衝撃性　高さ１．０ｍから試験体の弱点部に５００ｇのおもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと
　　出荷時の含水率　１０%以下
　・　れんが

屋根露出防水　表9. 2. 7

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・ D－1		・ D－2	

屋根露出防水　表9. 2. 8

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・ E－1		・ E－2	

保護層　・　設ける（図示）

2 改質アスファルトシート防水 (9. 3. 2~3)

表9. 3. 1

工程による種別	施工箇所	改質アスファルトシート		厚さ（mm）
		種類		
・ AS－1		下層用	※非露出複層防水用Ｒ種 ・	※２．５mm以上 ・
		上層用	※露出複層防水用Ｒ種 ・	※３．０mm以上 ・
・ AS－2		※露出単層防水用Ｒ種 ・		※４．０mm以上 ・

3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9. 4. 2~3)

防水層の種類　表9. 4. 1

種別	施工箇所	ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの厚さ（mm）	絶縁用シートの材種	仕上塗料
・ S－F1		※ 1．2 ・		・ カラー ※ シルバー
・ S－F2		※ 2．0 ・		
・ S－M1		※ 1．5 ・	※発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ ・	・ カラー ※ シルバー
・ S－M2		※ 1．5 ・		
・ S－M3		※ 1．2 ・	※発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ ・	

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対した工法を施工計画書として提出する

4 塗膜防水 (9. 5. 3)

防水層の種類　表9. 5. 1~2

種別	施工箇所	備考
・ X－1		仕上げ塗料塗り　・ カラー　※ シルバー
・ X－2		
・ Y－1	※ 地下外壁防水	
・ Y－2	※ 屋内防水	Y－2の保護層　・ 設ける

5 脱気装置

防水種別	脱気装置の種類	材質	設置数量
D－1 D－2	※ 製造所の仕様による ・	※ 製造所の仕様による ・	※ 製造所の仕様による ・
X－1	・ 平面部脱気型	・ ポリエチレン樹脂 ・ ＡＢＳ樹脂 ・ ステンレス ・ 鋳鉄 ・	（　）個／㎡
	・ 立上り部脱気型	・ 合成ゴム ・ 塩化ビニル樹脂 ・ ステンレス ・ 銅 ・	（　）個／㎡

6 シーリング用材料 (9. 6. 2)

種類及び施工箇所（図示以外は（表９．６．１）による）
シーリング面への仕上塗材仕上げ等　※　行わない　・　行う

7 シーリング材の試験 (9. 6. 5)

接着性試験
　・　行う（　※　簡易接着性試験　・　引張接着性試験　）
　・　行わない（試験成績書がある場合）

10 石工事

1 石材 (10. 2. 1)

種類　※　天然石　・　人工石
品質　※　１等品（床以外）　※　２等品（床）
形状、寸法及び厚さ　※　図示による
石材の種類及び表面仕上げ　表10. 2. 1~2

施工箇所	種類（産地、名称）	仕上げの種類	表面処理・裏打ち材の有無

2 取付け金物 (10. 2. 2)

乾式工法用金物の種類　・　スライド方式　・　ロッキング方式　表10. 2. 4

3 その他の材料 (10. 2. 3)

・　石裏面処理材　（　）
・　裏打ち処理材　（　）
・　ドレンパイプの材質　（　）
・　金物固定充填材料　（　）

11 タイル工事

1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11. 1. 3)

外壁　※　図示による　・　表１１．１．１による　・　耐震スリット部

2 材料 (11. 2. 1)

タイルの形状、寸法等

主な用途による区分	形状寸法（mm）	再生材の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること

役物使用箇所　※各部の形状は図示による

内装	（標準一体成型品以外は接着成型品とする）
外装	出隅、天端出隅、窓台、マグサ

タイルの試験張り　※　行わない　・　行う（　）
タイルの見本焼き　※　行わない　・　行う（　）
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※　規制対象外　・　第三種

3 外部陶磁器質タイル後張り (6. 9. 3)(11. 3. 3)

施工箇所　※　庁舎外壁（ホールを含む）　・　図示による
適用タイル　・　小口タイル　・　二丁掛タイル　・
躯体表面処理　※　２階以上を行う　・　行わない
　躯体表面処理工法の種類
　※　目荒し工法
　　高圧水洗による目荒しは、５０Ｍｐａ以上の水圧で２．５分／㎡程度とし、仕上がり面の程度は監督職員の承諾を受ける
　　施工箇所の躯体打増しは、図示による
　・　ＭＣＲ工法
　　ＭＣＲ工法の仕様はシート製造所若しくは販売店の仕様による
　　施工箇所の躯体打増し厚さ及び範囲は、図示による
下地モルタル塗り　※　モルタル　・　ポリマーセメントモルタル　・　行わない
　ポリマーセメントモルタルの調合は、１５．２．３（ｄ）による
工法　※ 密着張り　・ 改良圧着張り　・ 改良積上張り　・ モザイクタイル張り　表11. 3. 2

4 内部陶磁器質タイル後張り (11. 3. 3)

施工箇所　※　便所等　・　図示による
適用タイル　・　内装陶器質タイル　・　５０角モザイクタイル　・
下地モルタル塗り　※　モルタル　・　ポリマーセメントモルタル　・　行わない
　ポリマーセメントモルタルの調合は、１５．２．３（ｄ）による
工法　※　壁タイル接着剤張り　・　改良積上げ張り　・　表11. 3. 2

12 木工事

1 表面仕上げ (12. 1. 4)

・　Ａ種　※　Ｂ種　・　Ｃ種

2 木材 G (12. 2. 1)

代用樹種を使用できない箇所（　）
保存処理木材　・　使用する（使用箇所　）
間伐材等　・　使用する（使用箇所　）
現場搬入時の木材の含水率　※　Ａ種　・　Ｂ種
造作材の材面の品質の基準　※　Ａ種　・　Ｂ種
構造材及び下地材の品質の基準　※　標準仕様書12.2.1（ｂ）（3）による
樹種
　※図示による［ 代用樹種の使用 ： ※　認めない　・　認める（監督職員と協議要）］

3 集成材 G (12. 2. 2)

ホルムアルデヒド放散量　※　規制対象外　・　第三種

・　構造用集成材

施工箇所	強度等級	材面の品質	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
		・1種 ※2種 ・3種	・1 ・2			・
						・
						・

・　構造用単板積層材

施工箇所	区分	使用環境	曲げ性能	水平せん断性能	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・特級 ・1級 ・2級	・1 ・2					・
							・
							・

・　造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※ 1等 ・ 2等			・
				・
				・

・化粧ばり造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等 ・2等					・
						・
						・

・　単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・ 塗装加工 ・ 加工しない（・1等 ・2等 ・3等）	・ する ・ しない		・
				・

4 床張り用合板及びその他の合板 G (12. 2. 3)(19. 7. 2)

ホルムアルデヒド放散量　※　規制対象外　・　第三種　表15. 5. 1

・　普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表板の樹種名	表板の品質	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）					・ する ・ しない	・ 難燃処理 ・ 防炎処理	・
（床）	5．5	※ 1種 ・ 2種		広葉樹 ・ 1等 ※ 2等 針葉樹 ※ C－D	・ する ・ しない	・	・
							・

・　構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	等級	有効断面係数化	表板の樹種名	表板の品質	防虫処理	間伐材等の適用
（床）	12．0	・ 特類 ※ 1類	・ 1級 ※ 2級			※ C－D ・	・ する ・ しない	・
								・
								・

・天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	化粧板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※ 4.2 ・ 3.2 ・ 6.0	1類 ・ 2類	・ なら ・ しおじ	・ する ・ しない	・ 難燃処理 ・ 防炎処理 ・ しない	・
						・

・特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	加工面	単板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※ 4.0 ・	・ 1類 ・ 2類	・ F ・ FW ・ W ・ SW	・ 表面 ・ 両面		・ する ・ しない	・ 難燃処理 ・ 防炎処理 ・ しない	・
								・

5 接着剤 (12. 2. 6)

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という）を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※　規制対象外　・　第三種

6 防腐、防蟻処理 (12. 2. 8~9)

防腐処理　・　行う
防蟻処理　・　行う（施工範囲　※　図示　・　）
防腐、防蟻処理の種類、品質
　表面処理用木材保存（防腐・防蟻処理）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督職員の承諾するものとする

13 屋根及びとい工事 ～ 17 カーテンウォール工事

14 金属工事

5 軽量鉄骨天井下地 (14. 4. 2~4)

野縁等の種類　屋外　※　２５型　・
　　　　　　　屋内　※　１９型　・　２５型
屋外の軒天井、ピロティ天井等
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
天井下地における耐震性を考慮した補強
　※　１４．４．４（ｈ）による
　・　天井のふところが３ｍを超える場合　補強箇所　※　図示
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補強方法　※　図示

18 塗装工事

1 材料 (18. 1. 3)

屋内に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
　※　規制対象外　・　第三種

2 素地ごしらえ (18. 2. 1~7)

木部　表18. 2. 1~7
　・　Ａ種（不透明塗料塗り）　・　Ｂ種（透明塗料塗り）
鉄部他
　鉄鋼面　・ Ａ種　・ Ｂ種　※ Ｃ種
　亜鉛めっき（建具）面　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
　亜鉛めっき（建具以外）面　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
　モルタル及びプラスター面　・ Ａ種　※ Ｂ種
　コンクリート及びＡＬＣパネル面　・ Ａ種　※ Ｂ種
　コンクリート及び押出成形セメント板面　・ Ａ種　・ Ｂ種
　石膏ボード及びその他のボード面　・ Ａ種　・ Ｂ種

3 錆止め塗料塗り (18. 3. 1~3)

塗料種別
鉄鋼面　表18. 3. 1

	規格名称	種類	摘要
・ Ａ種	・ シアナミド鉛さび止めペイント	・ ２種	・ 屋内　・ 屋外
	・ 鉛、クロムフリーさび止めペイント	・ １種	・ 屋内　・ 屋外
・ Ｂ種	・ 水系さび止めペイント		・ 屋内
	・ 鉛、クロムフリーさび止めペイント	・ ２種	・ 屋内

亜鉛めっき鋼面　表18. 3. 2

	規格名称	摘要
・ Ａ種	・ 鉛酸カルシウムさび止めペイント	・ 屋内　・ 屋外
・ Ｂ種	・ 変性エポキシ樹脂プライマー	・ 屋内　・ 屋外
・ Ｃ種	・ 水系さび止めペイント	・ 屋内

塗り工程種別
鉄鋼面　表18. 3. 3
　見え掛かり部分　（ ※ Ａ種　・ Ｂ種 ）
　見え隠れ部分　（ ・ Ａ種　※ Ｂ種 ）
亜鉛めっき鋼面　表18. 3. 4
　鋼製建具等　（ ※ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種）
　その他　（ ・ Ａ種　・ Ｂ種　※　Ｃ種[変性エポキシ樹脂プライマー]）

4 合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） (18. 4. 3)(18. 4. 4)

木部　表18. 4. 1
　屋外（　※　Ａ種　・　Ｂ種　）
　屋内（　・　Ａ種　※　Ｂ種　）
鉄鋼面　表18. 4. 2
　・　Ａ種　※　Ｂ種

5 クリヤラッカー塗り（ＣＬ） (18. 5. 2)

表18. 5. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ） (18. 6. 2)

表18. 6. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

7 耐候性塗料塗り（ＤＰ） (18. 7. 2~4)

コンクリート面及び押出成形セメント板　表18. 7. 3
・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ） (18. 8. 2~5)

コンクリート面等　表18. 8. 1~4
　・　Ａ種　※　Ｂ種
鉄鋼面（屋内）
　・　Ａ種　※　Ｂ種

9 合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ） (18. 9. 2)

表18. 9. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

10 合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ） (18. 10. 2)

表18. 10. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

11 ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ） (18. 11. 2)

表18. 11. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

12 木材保護塗料塗り（ＷＰ） (18. 13. 2)

表18. 13. 1
・　Ａ種　※　Ｂ種

13 マスチック塗材塗り (18. 14. 2)

種別　表18. 14. 1
　・　Ａ種　・　Ｂ種
仕上げ塗材塗り
　※　つや有合成樹脂エマルションペイント

19 内装工事 ～ 23 植栽及び屋上緑化工事

	CHECK	DRAW	DATE	工事名称	湯命館岩風呂天井改修工事	年度	図面番号
倉吉市 建設部　景観まちづくり課				図名	特記仕様書（２）	H24	02/04

湯命館岩風呂天井改修工事　計画概要書

【工事場所】 倉吉市関金町関金宿

【工事目的】 経年劣化等により天井仕上げ材の剥落等のおそれが生じていることから、適正な維持管理及び安全安心な施設の利用を目的とした改修を行う。
《不具合》岩風呂の天井仕上げ材（ヒバ）の膨れ並びに剥落のおそれが生じている。

【工事計画】
○岩風呂（屋内）の天井を軽量かつ耐蝕性、耐水性等の性能を有する仕上げ材に張り替える。
［準備及び仮設工］資材搬入路及び岩風呂内等の養生及び内部棚足場組一式
［解体工］天井仕上げ材、下張り材及び野縁材（軽鉄下地）等の撤去処分一式
《既存天井材》仕上げ材 ﾋﾊﾞ13ｔ＋下張り材 耐水合板9t
［内装工その他］軽鉄下地調整及び天井仕上げ張り（ﾊﾞｽﾊﾟﾈﾙ９ｔ）一式
《ﾊﾞｽﾊﾟﾈﾙの仕様》
材質　表面：耐蝕アルミニウム　裏面：断熱材
仕上げ　木目柄
参考：フクビ　バスパネル準不燃200-Ⅰ型Ｒ（４ｍ）程度

※天井裏ｸﾞﾗｽｳｰﾙ50ｔ敷込み材は再利用
※軽鉄下地：野縁は新材取付JIS19形@303、高さ調整並びに腐食部材等がある場合は、ｻﾋﾞ止めや補修等の措置を講じること。《JIS G3302（溶融亜鉛めっき）》
※廻縁、見切縁等の取合い部：桧40*40程度又はｱﾙﾐ製、ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾝﾄ
（木部は、取付け前に木材保護塗料塗り（Ａ種）の措置を講じる。）
※壁などの取合部は、防水・防湿対策の措置を講じる。
※改修部の電気設備（照明器具*9、ｽﾋﾟｰｶｰ*2、ﾌﾟﾚｰﾄ*2）は撤去・再取付

【特記事項】
※施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。
※本工事は、施設管理者と工事日程の調整を行う必要があり、契約後、速やかに実施工程表及び作業計画書（実工事期間を示したもの）を作成し、施設管理者と協議を行うこと。

付近見取図

【概要図】

湯命館
都市交流センター
渡り廊下
岩風呂
木風呂
［岩風呂天井改修］
①天井材の張替え

配　置　図

岩風呂
木風呂

平　面　図

倉吉市建設部景観まちづくり課	CHECK	DRAW	DATE	工事名称	湯命館岩風呂天井改修工事	年度	図面番号
				図名	工事計画概要書	H24	03/04
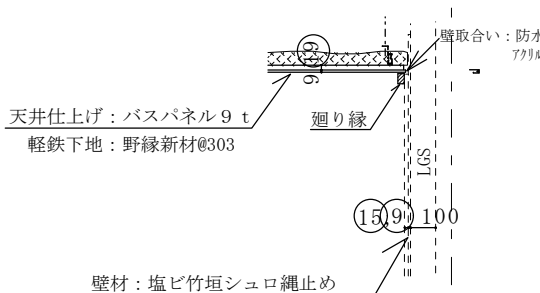
■湯命館_岩風呂天井改修計画
①天井材の張替え
【改修前】
天井材：ヒバt13＊87（特殊熱処理加工）
下張り：耐水合板ｔ９+ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ貼
※軽量鉄骨下地　グラスウール50t敷込み
【改修後】
天井材：バスパネル９ｔ張り（木目柄）
材質　表面：耐蝕アルミニウム　裏面：断熱材
※下り天井部：電気設備（照明＊９、ｽﾋﾟｰｶｰ等）撤去・再取付
その他取合い：給水管＊２本
天井仕上げ：バスパネル９ｔ
軽鉄下地：野縁新材@303
廻り縁
壁材：塩ビ竹垣シュロ縄止め
下張り：耐水合板ｔ９
■取合い断面図　１/30
湯命館
都市交流センター
渡り廊下
岩風呂
木風呂
概　要　図
A面　壁面長さ14,229
B面　壁面長さ6,300
C面　壁面長さ16,850
D面　下り天井
出入口
サウナ
足場架け167.0m²
水風呂
岩風呂
寝湯
下り天井
■岩風呂　平面図　１/300
A面　廻り縁14,150
B面　廻り縁6,350
C面　廻り縁16,850
D面　下り天井
丸柱
天井改修187.5m²
下り壁
見切縁
下り天井改修16.5m²
（底面9.0m²+側面7.5m²）
■岩風呂　天井伏図　１/200
下り天井改修
▽洗い場ＦＬ(水下)
▽面台
■岩風呂　Ｄ面（下り天井）　展開図　１/150
A面　14,229
B面　6,300
C面　16,850
下り壁 499.5
丸柱
換気ｶﾞﾗﾘ
横桟取合い
見切縁
壁下地：ＬＧＳ+耐水合板
壁仕上：塩ビ竹垣シュロ縄止め
壁下地：ＲＣ
腰壁仕上：木曽石赤乱型貼
▽一般１FL
改修面積16.5m²
※露受け：撤去再取付
下り天井（D面）
（0.43＋0.5）＊17.5m≒16.5m²
天井ﾂﾕ受樋 SUS製
下り天井（D面）
施工図から転記
■岩風呂　Ａ～Ｃ面　展開図　１/150
倉吉市建設部景観まちづくり課
CHECK
DRAW
DATE
工事名称
湯命館岩風呂天井改修工事
図　名
岩風呂改修計画図
年度
H24
図面番号
04/04